第２号様式（第４条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払いに係る確約書

年　　　月　　　日

新　宿　区　長　宛て

届出者 所在地

 事業者名称

 代表者氏名

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者の登録の届出を行うに当たり、次の事項について遵守することを確約します。

１　　住宅改修の提供に関しては、関係法令、新宿区介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領委任払いによる支給要綱（以下「要綱」という。）等を遵守すること。

２　　住宅改修を行う被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身、住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めること。

３　　住宅改修を行うに当たっては、新宿区、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

４　　住宅改修を行うに当たっては、被保険者の提示する介護保険被保険者証及び負担割合証によって被保険者資格、要介護認定等の有無、要介護認定等の有効期間、利用者負担割合等を確認し、新宿区介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領委任払いが利用可能であるかどうか確認すること。また、当該被保険者に過去の住宅改修の給付実績を確認すること。なお、超過負担が発生する場合、被保険者から予め了解を得ること。

５　　正当な理由なく、新宿区介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領委任払いの利用を拒まないこと。

６　　住宅改修費については、保険給付分を除いた自己負担額の支払いを被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、自己負担額の支払いを受けたときは、被保険者に対し自己負担額分を明記した領収書を発行すること。

７　　被保険者が、不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたときは、速やかにその旨を新宿区に通知すること。

８　　住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修工事の完了日から２年間保存すること。

９　　関係法令等に違反し、その是正等について新宿区長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

１０　被保険者からの苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問等を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に対応すること。

１１　業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持すること。

１２　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者の登録内容に変更があったときは、速やかにその旨を登録事項変更届出書により新宿区長に届け出ること。

１３　登録を行っていた事業を廃止し、休止し、再開し、又は辞退するときは、速やかにその旨を廃止・休止・再開・辞退届出書により新宿区長に届け出ること。

１４　住宅改修を行う際には、改修費用が市場価格と著しく乖離しないよう、適正な価格で行うこと。

１５　住宅改修の施工により被保険者に対して賠償すべき事態が発生した場合には、当事者間で協議の上、関係法令等に従いその責任の範囲内において被保険者へその損害を賠償すること。

１６　受領委任払いを利用するに当たって、当該手続きに係る費用を被保険者から徴収しないこと。